

身体障害者手帳の交付に必要な書類

《申請に必要なもの》

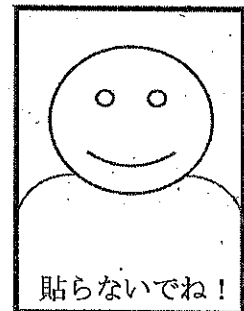
□ 1. 身体障害者診断書・意見書

- ※ 診断書は、身体障害者福祉法第15条指定医師に記入してもらってください。
- ※ 身体障害者診断書・意見書の 有効期限は3ヶ月 です。
- ※ 障害名が2つ以上ある場合は、障害別にそれぞれの診療科の指定医に記入してもらってください。

□ 2. 写真（たて4センチ×よこ3センチ）

- ※ 脱帽、上半身正面のもの
- ※ 1年以内に撮影したもの
- ※ 顔が枠内に収まっているもの
- ※ 鮮明で顔がはっきり確認できるもの
- ※ 加工・修正は不可
- ※ 写真台紙、写真用インクを使用したもの
- ※ 本人のみを撮影したもの

（見本）



4
cm

3 cm

□ 3. マイナンバー（個人番号）わかるもの

- * 15歳未満の者については、保護者が代わって申請して下さい。
- * 障害程度判定が困難な場合、沖縄県社会福祉審議会に諮問することがあり、手帳の交付に時間がかかる場合があります。また3歳未満児はすべて審議会を要する判定になります。

手帳が届きましたら、文書で連絡します。

[問 い 合 わ せ]

石垣市福祉事務所

障がい福祉課 障がい福祉係

☎ (0980) 82-9947 (内線1558)